

違反建築物等の情報提供に関する協定書

横浜市建築局

社団法人 横浜建設業協会



違反建築物等の情報提供に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、横浜市（以下「甲」という。）と社団法人 横浜建設業協会（以下「乙」という。）が連携・協働して、違反建築物等の早期発見に係る情報の提供の協力に関する必要な事項を定め、もって安全安心なまちづくりの推進を図るものとする。

(乙の責務)

第2条 乙はその組織及び構成員の活動として建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法に違反するおそれのある建築物及び工作物（以下「違反建築物等」という。）の工事中の発見に努め、甲に違反建築物等に関する情報を速やかに提供するものとする。

(甲の責務)

第3条 甲は乙から情報の提供を受けた場合、現地調査等により状況の確認を行い、違反の事実が確認された場合は迅速に違反是正の措置を行うものとする。

(甲の支援)

第4条 甲は乙の違反建築物等の発見及び情報提供に関して、必要な情報等の提供に努めなければならない。

(費用)

第5条 甲は第2条に関する費用については負担しない。

(禁止行為)

第6条 甲は情報提供者及び情報内容を他人に漏らしてはならない。

2 乙はこの協定により知り得た個人情報を甲の承諾なく他人に漏らしてはならない。

3 乙は情報を得るため甲の名称を使用し又は甲の権限を行使してはならない。

4 乙は情報を得るため個人の財産及びプライバシーを侵害してはならない。

(協議会の設置)

第7条 甲及び乙はこの協定の目的を実現するために必要な事項を協議するため、協議会を設置するものとする。

(協議会の協議事項)

第8条 協議会はつぎの事項について協議するものとする。

ア 違反建築物の発見及び通報に関する事項

イ 違反建築物の予防に関する事項

ウ 協議会の運営に関する事項

エ その他この協定の目的を実現するために必要な事項

(委員)

第9条 協議会の委員は甲及び乙それぞれ5名とし、委員長は甲から選出する。

2 委員長は会を代表し、会議を総理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を横浜市建築局違反对策課に置く。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年とする。ただし、更新を妨げない。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、この協定を解除することができる。この場合、書面をもって相手側に事前に通知するものとする。

(自動更新)

第12条 甲又は乙が協定期間の終期までに解除の通知を行わないときは、協定は自動更新したものとみなす。

附則

この協定は平成24年7月26日をもって施行する。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年7月26日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 横浜建設業協会
会長 土志田 領司

